

福岡県公報

平成二十三年九月五日
第三千三百一号
増刊
①

目次

再掲

○海岸保全区域の指定

(港湾課)……………一

再掲

福岡県告示第千四百九十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、北九州港湾管
理者の長北九州市長が管理を行う海岸保全区域を次のように定めたので、同条第八項の
規定により公示する。

平成二十三年九月五日

福岡県知事 小川 洋

豊前豊後沿岸北九州港海岸新門司北地区海岸に係る海岸保全区域の指定（昭和三十三年三月福岡県告示第百八十五号）第百十四号のうち、北九州港新門司北地区港湾隣接
地域に接する区域